

日弁連総第46号  
2021年（令和3年）1月5日

大阪刑務所長 宮 地 重 光 殿

日本弁護士連合会  
会長 荒 中

## 勸告書

当連合会は、申立人X氏申立てに係る人権救済申立事件（2018年度第5号人権救済申立事件）につき、貴所に対し、以下のとおり勸告する。

### 第1 勸告の趣旨

1 貴所は、全ての受刑者を対象に、年数回定期的に、受刑者が、刑務官が見ているもとで、陰茎を上を持ち上げて陰囊を見せ、刑務官が目視で確認する態様で陰部検査を行っている。個別具体的事情を考慮せず全ての受刑者を対象にこのような検査を行うことは、受刑者の人格権を侵害し、羞恥心を害し個人の尊厳を損なうものである。

よって、全ての受刑者を対象に一律にこのような検査を行うことは中止し、当該受刑者が陰茎に異物を挿入していると疑われる具体的根拠があるなどやむを得ない場合に限り行うこととし、そのときも羞恥心を害さないよう十分な配慮の下に行うよう勸告する。

2 貴所では、少なくとも2016年9月27日まで、工場で作業を行う受刑者に対し、始業前及び終業後に、毎回、複数の受刑者が全裸になって並び、刑務官が受刑者を目視するという全裸の身体検査を行っていた。個別具体的事情を考慮せず、工場で作業を行う全被収容者を対象にこのような全裸検査を行うことは、受刑者の人格権を侵害し、羞恥心を害し個人の尊厳を損なうものである。

よって、今後、再び一律に全裸検査を行うことのないよう勸告する。

3 貴所では、2016年11月21日以降、工場で作業を行う受刑者に対し、作業の前後に、毎回、受刑者がパンツ1枚を着用して一人ずつ検査位置手前の線に立ち、刑務官に対して、両腕を真上に伸ばして脇の下を見せるととも

に、指を広げて両手の表裏を見せ、両腕を下ろし称呼番号を明確に言って検査位置に一步進み、次に、パンツの前面に両手親指を入れて腰ゴムを広げ、刑務官から「よし。」と告げられれば更に一步進み、各指で左右に腰ゴムを広げながら腰背部に送り、足首を返して足裏を見せ、刑務官から「よし。」と検査終了を告げられれば、更衣室内を別区画に進み、始業時は工場衣を、終了時は居室衣を着用する、との要領で身体検査を行っている。個別具体的事情を考慮せず、工場で作業を行う全ての受刑者を対象にこのような身体検査を行うことは、受刑者の羞恥心を害し個人の尊厳を損なうものである。

よって、工場における作業の前後に身体検査をすとしても、受刑者をまとめて検査するのではなく順番に他の受刑者と遮蔽された状態で検査するなど、より個人の羞恥心を害し尊厳を損なう程度の小さい態様で行うよう勧告する。

## 第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

刑務所内における身体検査に関する人権救済申立事件  
調査報告書

2020年（令和2年）12月18日  
日本弁護士連合会  
人権擁護委員会

事件名 刑務所内における身体検査に関する人権救済申立事件（2018年度第5号）

受付日 2018年（平成30年）3月30日

申立人 X

相手方 大阪刑務所

## 第1 結論

大阪刑務所に対し、別紙勧告書のとおり勧告するのが相当である。

## 第2 申立ての趣旨及び理由

申立人は、平成28年9月7日から大阪刑務所において収容されているところ、大阪刑務所では工場更衣室で受刑者を全裸にさせて身体検査を行い、また、定期的に陰部を調べる検査を行っているので、人権救済を求める。

## 第3 調査経過

2018年3月30日 受付

同年8月20日 申立人に対し文書照会

同年9月10日 申立人から回答書受領

2019年1月18日 大阪刑務所長に対し文書照会（1回目）

同年3月26日 大阪刑務所長から回答書受領（1回目）

同年7月11日 大阪刑務所長に対し文書照会（2回目）

2020年1月14日 大阪刑務所長から回答書受領（2回目）

## 第4 認定した事実

### 1 2016年9月8日から同月27日までの工場作業前後の身体検査

(1) 申立人が大阪刑務所の収容開始日の翌日である2016年9月8日から同月27日まで、工場で作業をした日は、毎日、就業開始前と就業終了後の2度にわたり、身体検査を受けた。これは、工場で作業をする全ての受刑者を対象としたものである。

(2) この身体検査は、工場更衣室で、複数の受刑者らが全裸になって並び（ただし、受刑態度等が良好と評価された一部の受刑者を除く。）、刑務官が受刑者らを目視し、刑務官が「よし」と言えば、受刑者は全裸のままミラーカーペットの上を歩きわたり、何も刑務官から指示がなければ着衣を着て検査は終了するという態様であった（以下、この身体検査を「全裸検

査」ということもある。)

なお、この時期の検査態様について大阪刑務所に複数回照会したところ、大阪刑務所は全裸での身体検査が行われた事実を認めたほか、申立人の主張する事実について否認する箇所を指摘するのみで、検査態様について具体的な回答を行わなかった。この点、大阪刑務所の回答（否認箇所の指摘）及び申立人の説明内容を踏まえれば、パンツ1枚を着用したことに伴う差異を除き、後記2の検査態様と概ね同様であったとわかれる。

(3) 申立人は2016年9月27日まで上記身体検査を受けていたが、その後、工場での作業を拒否し続けたため、申立人に対し、上記態様での身体検査は行われていない。

## 2 2016年11月21日以降の工場作業前後の身体検査

大阪刑務所では、2016年11月21日以降は、工場更衣室における就業開始前と就業終了後の身体検査として、受刑者を全裸にしてはならず、受刑者はパンツ1枚を着用して一人ずつ検査位置手前の線に立ち、刑務官に対して、両腕を真上に伸ばして脇の下を見せるとともに、指を広げて両手の表裏を見せ、両腕を下ろし称呼番号を明確に言って検査位置に一步進み、次に、パンツの前面に両手親指を入れて腰ゴムを広げ、刑務官から「よし。」と告げられれば更に一步進み、各指で左右に腰ゴムを広げながら腰背部に送り、足首を返して足裏を見せ、刑務官から「よし。」と検査終了を告げられれば、更衣室内を別区画に進み、始業時は工場衣を、終了時は居室衣を着用する要領となっている。

この身体検査は、工場での作業を指定している全ての受刑者を対象としている。

## 3 陰部検査

(1) 大阪刑務所において、全ての受刑者に対し、①収容開始の際に身体の特徴を見分等するため、②受刑中においては陰茎等に異物を挿入する行為の有無を確認するため、身体検査として陰部を検査している。

(2) 昼夜居室で処遇する受刑者に対する②の身体検査の検査要領は、概ね以下のとおりである（以下、この身体検査を「陰部検査」ということもある。)

① この身体検査は、受刑者の居室で行われる。

② 検査は、受刑者が、刑務官が見ているもとの、陰茎を上を持ち上げて陰囊を見せ、刑務官が目視で確認する。

③ 検査は、受刑者が、ズボンとパンツを下した状態で行われる。

④ 検査に当たっては、検査を受ける受刑者が他の受刑者から見られない

実施態様としている。

(3) 上記(1)②の身体検査は、1年に数回、定期的に、全ての受刑者を対象に実施されている。

(4) 申立人に対する上記(1)①の身体検査は収容開始日である2016年9月7日に、(1)②の身体検査は、同年12月13日、2017年8月8日、同年12月19日、2018年8月17日に、いずれも単独室において行われた。

## 第5 判断

### 1 身体検査に関する法令

受刑者に対する身体検査に関しては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）第75条1項において「刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。」と定められているほか、刑務官の職務執行に関する訓令（法務省矯成訓第3258号）第20条において「刑務官は、法……第75条第1項……の規定により身体の検査を行う場合には、できる限り、被検査者のしゅう恥心を損なわないように配慮しなければならない。」と定められている。

このほか、刑事被収容者処遇法第34条において、被収容者が刑事収容施設で収容を開始する際に、「…その者の識別のため必要な限度で、その身体を検査することができる」と定めている。

### 2 身体検査の許容される場合

このように、刑事収容施設においては「刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合」に受刑者の身体検査を行うことが法令に規定されている。

しかし、身体検査は、その内容によっては、個人の羞恥心を害し尊厳を損なうなど、被検査者の行動の自由、身体着衣等にかかる自己決定権、プライバシー権等憲法第13条に由来する人格権が制限されることになる。これら憲法に由来する人格権は、これは刑事収容施設における受刑者に対する身体検査の実施においても、身体検査の必要性とその内容を考慮した上で、最大限に尊重されるべきものである。

なお、我が国も批准する「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）は、第7条において、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を

傷つける取扱い若しくは刑罰を禁止し、また第10条第1項において、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」と定めている。

また、国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）は、規則50において「搜索は、搜索を受ける個人の、生来的な人間の尊厳およびプライバシーに加えて、衡平性、適法性及び必要性の原則をも尊重する方法で行われなければならない。」と定め、規則52において「裸体検査（strip）や体内の搜索を含め、侵入的な搜索（intrusive searches）は、絶対に必要な場合にのみ行われるものとする。刑事施設当局には、侵入的な搜索への適切な代替措置を開発し、用いることが奨励される。侵入的な搜索は、人目を避け、被拘禁者と同性の訓練を受けたスタッフにより行われるものとする。」と定めている。ここで示されているように、身体検査においては、「衡平性、適法性及び必要性の原則」が尊重され、特に衣類を脱がせるなどの身体検査は絶対に必要な場合にのみ行われるものでなければならず、また常に他の適切な代替措置の有無が考えられなければならない。

以上のとおり、身体検査によって憲法に由来する人格権が制限されることや、自由権規約及び国連被拘禁者処遇最低基準規則の規定を踏まえれば、刑事施設内において刑事施設の規律及び秩序の適正の目的を達成するための措置として受刑者に行われる身体検査は、合理的な目的があり、目的のために必要な行為としてなされるだけではなく、必要性和権利侵害の度合いが均衡したものでなければならないものといえる（刑事被収容者処遇法第73条第2項が、刑事施設の規律及び秩序を維持するために、被収容者の権利・自由を制限する場合には、目的を実現するために必要な範囲を超えて被収容者の権利・自由を制限してはならない旨の比例原則を明記するのは、この趣旨で理解すべきものである。）。特に、身体検査の中でも、被検査者を全裸にするような検査、陰部を露出させるような検査、又は体腔内を搜索するような検査は、羞恥心を害し尊厳を損ない得るものであるから、具体的根拠に基づく検査の必要性があり、かつそれ以外に代替措置が考えられないやむを得ない場合にのみ行い得るものと言える。

この観点で考えるとき、大阪刑務所における身体検査は、以下のとおり、問題がある。

### 3 陰部検査について

#### (1) 権利侵害の程度

まず、陰部検査については、一般に、みだりに他人に見られることを望

まない身体の部位の検査である。受刑者が自ら陰茎を持ち上げ刑務官に見せるという態様に照らしても、羞恥心を害し、個人の尊厳を損なうものである。

## (2) 検査の目的

大阪刑務所長の回答によれば、当該検査を行う目的は、陰茎に異物を挿入する行為によって陰茎を自傷し感染症等の治療を要し、また、陰茎に挿入するための玉を製作する行為を誘発することから、自傷又は物品不正製作の反則行為に当たると周知して禁止しており、この行為を抑制するために定期的に検査している、というものである。

過去に大阪刑務所内で受刑者が陰茎等に異物を挿入していたと把握できた事例がどれだけあったか、また、そのような事例によって生じた具体的な弊害について、当連合会から大阪刑務所長に対して照会したのに対しては、本件申立てとの関連が認められないとして、回答がなされていない。

## (3) 検討

陰茎に異物を挿入する行為が、陰茎を自傷し感染症等の原因となりかねないものであるとしても、申立人が陰茎に異物を挿入する行為をしていた又はその行為に及ぶおそれがあると認められる具体的蓋然性があることがあって検査を行ったわけではないことは大阪刑務所の回答からも明らかであり、また、過去の異物挿入の実態については回答すら拒否していることからすれば、異物挿入行為を抑制するとの陰部検査の目的の合理性自体が極めて疑わしいものと言わざるを得ない。

仮に受刑者が、陰茎に異物を挿入する行為を行ったとしても、上記の感染症等の影響を除けば、そのことで刑務所の規律及び秩序の維持に及ぼす影響が特に大きいとは考え難い。そうでありながら、異物挿入の具体的蓋然性の有無を何ら考慮せず、全受刑者を対象に、定期的（年数回）に、羞恥心を害する程度の大きい陰茎検査を行うのは均衡を欠いている。なお、大阪刑務所長は、検査に当たっては、受刑者の羞恥心を害することのないよう他の被収容者から見られない実施態様としている旨も回答している。しかし、他の被収容者から見られなくとも、自己の陰茎を刑務官に対して自ら持ち上げ示すという態様自体が十分に羞恥心を害するものであり、このような実施態様をもって被検査者の羞恥心に十分配慮したとは言い難い。

したがって、大阪刑務所が、申立人に対して陰部検査を行ったのは、申立人の人格権を侵害した人権侵害に当たるといえるほかない。

なお、仮に陰部検査を行うとしても、当該受刑者が陰茎に異物を挿入し



ていると疑われる具体的根拠があるなどやむを得ない場合に限って行われなければならない。そのときも、羞恥心を害さないよう十分な配慮をしなければならない。

#### 4 過去に行われていた工場作業前後の全裸検査について

##### (1) 権利侵害の度合

過去に工場の作業前後に行われていた全裸検査については、前記のとおり、全裸で検査されること自体が個人の羞恥心を害し尊厳を損なうものである。加えて、他の受刑者らとともに全裸になって並んで検査をされるといふ態様に照らしても、羞恥心を害し尊厳を損なう程度は大きい。

##### (2) 目的

大阪刑務所長の回答によれば、受刑者に対する全裸検査（収容開始の際の識別のための検査を除く）は、受刑者が保安上危険な物品等を隠匿・所持すれば、自傷行為、殺傷行為、逃走企図行為や、金品の不正な使用、所持、授受その他の行為をして、受刑者の収容の確保を害し、又は刑務所の規律及び秩序を害するおそれがあることから、そのおそれの有無を確認するため必要がある場合に行っている、というものである。

工場における作業前後に身体検査を行っているのは、物品を工場に持ち込み又は持ち出して上記の事態が生じることを抑制するためと理解できる。

##### (3) 検討

工場の作業前後に物品の持込み又は持ち出しが生じる抽象的可能性があるとしても、この身体検査も、工場更衣室で、工場で作業をする全受刑者を対象に行っていることから明らかなおおりに、特定の受刑者がかかる行為などに及ぶおそれがある具体的蓋然性に基づく検査ではない。

現在では大阪刑務所でも全裸検査を行っていないという事実にも照らしても、全裸検査を行う必要性があったとは考えられない。

したがって、大阪刑務所が、過去に工場の作業開始前後に更衣室で全裸検査を行っていたことは、申立人の人格権を侵害した人権侵害であったというほかない。

#### 5 2016年11月21日以降の工場作業前後の身体検査について

##### (1) 権利侵害の度合

2016年11月21日以降の工場作業前後の身体検査については、全裸ではなくパンツ1枚の姿で行われている。全裸に比べれば個人の羞恥心を害し尊厳を損なう程度は低いと言えるものの、衣類を脱がせた状態での検査であり、他の受刑者らと並び、全身をくまなく刑務官に確認されると

いう態様からいって、個人の羞恥心を害し尊厳を損なう態様であることは否定し難い。

(2) 目的

2016年11月21日以降の工場作業前後に行われている身体検査についても、刑務所が実施する理由は前記4と同様と理解できる。

(3) 検討

以上のとおり、この身体検査については、過去の全裸検査に比べれば権利侵害の度合はいくらか低くなったとは評価できるものの、個人の羞恥心を害し尊厳を損なう態様であることは否定し難い。物品の隠匿等がなされ又はなされると疑われる具体的蓋然性に基づいた検査でないことに照らせば、なお均衡を欠いていると言わざるを得ない。

工場における作業の前後に身体検査をすとしても、受刑者をまとめて検査するのではなく順番に他の受刑者と遮蔽された状態で検査するなど、より個人の羞恥心を害し尊厳を損なう程度の小さい態様でなされるべきである。

6 結論

以上より、別紙勧告書のとおり勧告するのが相当である。